

## 品川区介護保険料の徴収猶予および減免の事務取扱要綱

制定	平成12年6月30日	区長決定	要綱第16号
改正	平成21年3月31日	部長決定	要綱第230号
改正	平成27年3月31日	部長決定	要綱第291号
改正	平成28年3月31日	部長決定	要綱第97号
改正	平成31年3月27日	部長決定	要綱第115号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、品川区介護保険制度に関する条例（平成12年品川区条例第19号。以下「条例」という。）第21条に規定する保険料の徴収猶予および条例第22条に規定する保険料の減免に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (減免の要件)

第2条 区長は、条例第22条第1項に基づき、納付義務者が一時的に生活が困難となった場合において保険料を減免するときは、納付義務者およびその者の属する世帯の世帯員が、資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活困難な状況が著しいと認められるとき納付義務者の申請により、必要と認める者の保険料を減額免除することができる。

2 納付義務者とは、被保険者、世帯主、被保険者の配偶者をいう。

### (申請の手続)

第3条 納付義務者は、徴収猶予または減免を受けようとする場合には、あらかじめ介護保険料徴収猶予申請書（第1号様式）または介護保険料減免申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して、区長に申請するものとする。

- ・ 世帯員の所得および資産に関して証明する書類
  - ア 年金受給者については、年金振込通知書または年金受給額を証明する書類
  - イ 事業所に勤務している者については、給与証明書
  - ウ その他の者については、確定申告書等
  - エ 預貯金および資産を証明する書類

- ・ 条例第21条第1項第1号に該当する場合にあつては、り災証明書
- ・ 条例第21条第1項第2号に該当する場合にあつては、診断書および医療費支払明細書（写しでも可）
- ・ 条例第21条第1項第3号に該当する場合にあつては、失業、廃業等を証明する書類
- ・ 条例第21条第1項第4号に該当する場合にあつては、当該事由を証明する書類

2 前項の申請手続きは、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付月の支払日前7日（給付月が4月の場合にあつては、納入通知書到達後7日）までに、区長に申請しなければならない。

（申請書の調査）

第4条 区長は、前条の申請があつた場合には、これを調査し、申請の内容について確認する。

（徴収猶予または減免の認定）

第5条 区長は、徴収猶予または減免を行うに当たっては、当該世帯の実収月額と基準生活費とを比較し、次のとおり認定する。

- ・ 実収月額が基準生活費を超えない場合は、月額保険料の全部を徴収猶予または免除する。
- ・ 実収月額が基準生活費を超える場合は、超える額を月額保険料から除いた額について、徴収猶予または減額する。

2 前項の実収月額および基準生活費は、納付義務者およびその者の属する世帯の世帯員を単位として、次の金額とする。

- ・ 実収月額は、年金、給与（各種手当含む。）、恩給、家賃、仕送り、事業収入、  
その他収入の合算額から、所得税、住民税、社会保険料その他必要と認める経費を控除した金額とする。

- ・ 基準生活費は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）

に定める、生活扶助、教育扶助、住宅扶助等の基準となる額の100

分の115に相当する金額とする。

(承認期間)

第6条 減免を承認する期間は、徴収猶予と同じく6カ月以内を限度とする。

(承認の通知等)

第7条 区長は、徴収猶予または減免を決定したときは、介護保険料徴収猶予(承認・不承認)決定通知書(第3号様式)または介護保険料減免(承認・不承認)決定通知書(第4号様式)により、速やかに当該納付義務者に通知するものとする。

2 区長は、徴収猶予を承認した納付義務者に対しては、当該徴収猶予された保険料の納付計画に基づき、これを確実に納付するよう指導する。

(徴収猶予または減免の取消し)

第8条 区長は、徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その処分を変更し、または取り消すとともに、その旨を当該納付義務者に通知するものとする。この場合において、区長は、当該保険料の全部または一部について、徴収することができる。

- ・ 資力その他の事情に変更があったため、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき。
- ・ 保険料の納入を不正に免れようとする行為があったとき。

2 区長は、偽りの申請その他不正行為により減免の処分を受けた者があった場合には、

その処分を取り消すとともに、その旨を当該納付義務者に通知するものとする。この場合において、区長は、減免により徴収を免れた保険料を徴収するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。



第2号様式(第3条関係)

### 介護保険料減免申請書

品川区長あて

次のとおり

年度分介護保険料の減免を申請します

		申請年月日		年	月	日
申請者氏名					本人との関係	
申請者住所						(電話番号)
電話番号						
被 保 険 者	被保険者番号	0	0	0	0	
	フリガナ					主たる生計者の氏名
	氏名					
	住所					(電話番号)
電話番号						
減免申請をする、 期別および保険料額	・普徴	年度	月期	～	月期	保険料額 円
	・特徴	年度	月期	～	月期	
申請理由						

上記の減免申請について下記のとおり決定する。

決定区分 ( ① 免除 ② 減額 ③ 不承認 )					
減 免	減免申請賦課総額	減免する額	減免後の納付額		
理由 品川区介護保険制度に関する条例第22条第1項の、 同条例第21条第1項第( 1・2・3・4 )号に該当					
決 裁	課長	文書取扱主任	介護保険料係長	係員	
調査事項は、別紙(保険料減免調書)のとおり					
受付年月日	受付員	調査年月日	調査員	審査年月日	決定年月日
年 月 日		年 月 日		年 月 日	年 月 日

様

品 区長 濱野 健

## 介護保険料徴収猶予承認通知書

付で申請のあった介護保険料の 収 については、下記  
のとおり決定しましたので、この旨通知します。

被保険者番号	
収 する期間	から まで
収 する保険料	度 期 円から 度 期 円
	合計金額 円
条 項	品 区介護保険制度に関する条例 21条1項 号に

## 審査請求および取消訴訟

決定に不服があるときは、決定があ と知 日 翌日から起算して  
3 内に、東京都介護保険審査会（東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-4293  
に し審査請求 する とができます。（なお、決定があ と知 日 翌  
日から起算して3 内であ ても、決定 日 翌日から起算して1年 経過す  
ると審査請求 する とができなくなります。）

上記 審査請求に する裁決 経 場合に限り、当該審査請求に する裁決があ  
と知 日 翌日から起算して6 内に、品 区 として（品 区長が  
代表者となります。処分 取消し 訴え 提起する とができます。 だし、次  
1から3まで いずれかに該当するときは、審査請求に する裁決 経ないで処分  
取消し 訴え 提起する とができます。

- 1.審査請求があ 日 翌日から3 経過しても裁決がないとき。
- 2.処分、処分 執行又は手続き 続行により生ずる著しい損害 避ける め緊急 必要  
があるとき。
- 3.そ 他裁決 経ない とにつき正当な理由があるとき。





様

品川区長 濱野 健

## 介護保険料減額・免除承認通知書

年 月 日付で申請のあった介護保険料の減額・免除については、下記のとおり決定しましたので、この旨通知します。

被保険者番号			
	保険料賦課額	減額・免除額	減免後の納付額
年度	円	円	円
年度	円	円	円
該 当 条 項	品川区介護保険制度に関する条例第22条第1項による第21条第1項第 号に該当		

### 審査請求および取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5320-4293）に対し審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1.審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
- 2.処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3.その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

品川区長 濱野 健

## 介護保険料減額・免除不承認通知書

年 月 日付で申請のあった介護健康保険料の減額・免除につ

いては、下記のとおり決定しましたので通知します。

本申請について不承認とする。	
被保険者番号	
理由	1 実収入額が基準生活費を上回るため、生活困難と認定できず。 2 その他

### 審査請求および取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5320-4293）に対し審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。